

# 営業秘密タスクフォース報告書

平成26年4月23日  
タスクフォース議長

## I. 背景

近年我が国企業においては、積極的に特許取得を目指すだけでなく、守るべき技術をしっかり見極めてブラックボックス化して守っていく方法も組み合わせた「オープン・クローズ戦略」の重要性に対する認識が高まっている。

一方企業は、グローバル競争が激化するに伴い、新興国をはじめとする多くの国々で事業を展開している。これに伴って国内外の人財の流動性も高まり、また同時に従来の「自前主義」の限界から組織の外部と内部の知識を有機的に結びつけるオープンイノベーションへの取り組みも進む中で、国内外の組織間で技術情報の開示・共有を適切な管理・保護の下で行うことや、漏えいが許されない技術を峻別し、しっかり保護していくことへの要請が高まっている。

このような中、近年、大型かつ深刻な技術情報の流出事案が顕在化している。技術流出についてはその全貌をとらえるのが困難なため、こうした事案は氷山の一角に過ぎず、国全体にとっての経済的損失は無視できないとの指摘もある。

こうした近年の状況変化の中、企業の競争力の源泉である営業秘密を保護していく重要性は一段と高まっている。そして、このような営業秘密の漏えいは一企業のみの問題にとどまらず、我が国の産業競争力に対して大きな影響を与えるリスクがあるものと考えられる。

## II. 営業秘密の流出実態および管理の課題

このような営業秘密の保護強化については、企業、政府も含め、国全体で対処する必要がある。この際官民が取り組むべき内容は、我が国における営業秘密の流出実態や企業における管理の状況、そこから浮かび上がる課題を踏まえたものでなければならない。これらは以下のとおり整理される。

- ・ 一口に漏えいと言っても、例えば、現役又は OB 社員による金銭目的等の意図的な漏えい、退職者が自分の知識と企業の秘密情報の区分けができないことによる流出、合弁契約の不備や無理解によるパートナー企業への過度な情報提供、情報受領者が主体的に盗用を企画する場合など、様々なパターンが見られる。こうした漏えいパターン毎に、どのような手口で、なぜ漏えいが生じたのか、どうすれば漏えいに対処できたのかといった観点から検討・分析し、官民の取組レベルの向上に活かしていくことが有益である。
- ・ 人を通じた海外の競業他社への流出が大きな問題としてクローズアップされてい

るが、同時に、国内企業同士の漏えいケースがそれ以上に多いのが実態であり、その中には中小企業から大企業への漏えいなども含まれる。流出先の国の内外を問わず、営業秘密の適切な管理・保護に向けた取組について、我が国産業社会の中で浸透・徹底させることが求められる。

- ・ 企業における営業秘密管理の実態について見ると、一部の企業においては進んだ取組が行われているものの、全ての秘密情報の区分や日常の実務への取組の組込みを行っている企業の割合は低く、依然として企業間の意識に差がある。これら企業の管理水準についてもばらつきがあるなど、企業側の管理面の課題も少なくない。とりわけ中小企業の営業秘密管理レベルの引上げに向けた取組強化が必要である。
- ・ また、そもそも漏えいの事実や可能性に気付いていないケースも多く存在するものと思われ、気付いたときには相当の期間が経過し、証拠等が消失しているケースも少なくない。漏えいが生じた際に刑事告訴や民事訴訟の対応を取った企業の割合も依然として小さく、法に基づく刑事罰による抑止力や民事救済が必ずしも有効に機能していない現状もうかがえる。こうした要因を分析し、その実態を明らかにした上で、漏えいの早期発見や迅速な事後対応に向けた官民の対応策を検討することが必要である。

### Ⅲ. 営業秘密の保護強化に向けた取組の基本的考え方

我が国の潜在成長力の抜本的な底上げを図り、持続的な成長軌道に乗せるためには、我が国の強みである優れた人財によって成し遂げられるイノベーションによって国際競争力を増進させることが必要不可欠である。しかし、そうした努力により積み上げてきた知的資産が不用意に海外に流出することは、単に一企業の問題ではなく、国の産業競争力全体に関わる重大な問題である。

こうしたことを踏まえ、営業秘密の保護については、以下の考え方で、国全体としての取組を抜本的に強化することが求められる。

#### 1. 「技術情報など営業秘密の不正な取得や使用は断固として許さない」との国の姿勢を、国の内外にしっかりと発信する。

- ・ 「オープン・クローズ戦略」の重要性が増す中、営業秘密の保護強化を、本年夏に取りまとめられる見込みの「知的財産推進計画2014」や、本年夏頃に改定される見込みの「日本再興戦略」において、産業競争力の維持・強化に係る喫緊かつ重要な取組としてしっかりと位置付け、営業秘密管理法制の見直しの方向性を含む総合的な施策を盛り込む。

#### 2. 「営業秘密の不正な取得や使用を行った者にはしっかりと刑事罰が科せられる」、

「損害を与えた企業はしっかりと賠償しなければならない」という実態を積み重ねることにより、「不正漏えいは割に合わない」社会を構築する。

- ・ 実効性の高い抑止力や救済を実現する刑事・民事の規定の整備を通じて、実態として効果的に機能する営業秘密保護法制を構築する。
- ・ 同時に、産業界と捜査当局との連携の強化、それにつながる企業側の日頃からのしっかりとした管理や流出時の早期発見等の取組、それを促進する営業秘密管理指針の改定やワンストップサービスによる支援などを進める。

こうした営業秘密漏えい防止に向けた取組は、官民のいずれかが先に対応すればよいというものではない。企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、「国」による企業への支援や法制度の見直し、管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進めることが求められる。

#### IV. 国、企業、官民連携の取組に向けた論点

##### 1. 国の取組に関する論点について

営業秘密保護強化に向けては、企業側の取組や官民連携の取組を通じ、企業の営業秘密管理レベルのアップを図るとともに、制度面の実効性をより高め、刑事罰による抑止力強化や民事救済の充実を図っていくことが重要である。

そのためには、政府としても、企業の取組を後押し・支援するとともに、いざ流出事案が生じたときの実効性のある刑事措置や民事措置につながるよう、営業秘密保護制度面についても、総合的に検討していくことが必要である。

具体的には、以下のような取組・検討を進めていくべきである。

##### **【営業秘密管理指針の改訂】**

- ・ 一部の裁判例等において秘密管理性の認定が厳しいとの指摘や認定の予見可能性を高めるべきとの指摘があることを踏まえ、営業秘密管理指針において、営業秘密として認められ得るための管理方法として過度な管理を求めているとの誤解を与えないよう、事業者にとってより分かりやすいものとすべく検討すべきである。
- ・ 近年、組織内にスパイを送り込む、企業 PC にデータ自動送信デバイスを埋め込むなど、漏えいの手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、企業の管理レベルのアップに促進するため、営業秘密管理指針の記述において、最新の手口や海外事例、ベストプラクティス等を反映するなど、内容の一層の充実を検討すべきである。
- ・ さらに、漏えい後における迅速な検知、訴訟対応を見据えた証拠確保、捜査機関

との迅速な連携等についての記載や、中小企業等が直ちにアクションをとることができるよう、指針の構成や記載を実践的かつ分かりやすいものとすることを検討すべきである。

### 【営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備】

- ・ 中小企業は、資金、人財、情報に限りがある中、営業秘密を具体的にどう守ればよいのか、誰に相談したらよいのかが分からず、手探りの状況であることから、中小企業向けの支援を検討すべきである。
- ・ 企業におけるオープン・クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が求められる中、主に中小企業を対象にこうした取組をワンストップで支援するため、オープン・クローズ戦略等を指導する人材を確保しつつ、相談業務や原本証明、セミナー開催等の広報・教育活動等を行う体制を検討すべきである。
- ・ 相談の対応に当たっては、全国の知財総合支援窓口と連携した体制や、相談者の要請に応じた捜査当局とのきめ細やかな連携を検討していくべきである。

### 【営業秘密保護法制の見直し】

(基本的な考え方)

- ・ 以上のような、現行制度の実効性を高めていく取組を進めることに加え、我が国における流出の実態と課題に照らし、民事措置及び刑事罰について、真に実効性や抑止力向上のために必要な法制度はいかなるものかといった視点から、現行の法制度に足らざる部分があれば、不断の見直しを行っていくことが必要である。

(本タスクフォースでの具体的な提案)

- ・ この点について、本タスクフォースでは、産業界の要望や外国法制との比較で、様々な提案がなされた。例えば、刑事手続きについては、非親告罪化、罰則の引き上げ、海外流出の重罰化、未遂犯の処罰規定の導入、凶利加害目的の構成要件の見直し等の、民事手続き等については、立証負担の軽減、証拠収集手続きの多様化、国際管轄・準拠法の明確化、水際措置の導入等の措置を求める声があった。また、法形式として、現行法の改正ではなく新法の形式を用いることを提案する意見もあった。

(具体的な提案の検討の在り方に対する意見)

- ・ これらの提案に対する検討の方向性について、本タスクフォースでは、これらの提案の中には、営業秘密保護など知財関連法制の範囲で検討できる事項と、他の犯罪類型や訴訟手続全体との関係など幅広い検討を行う必要がある事項との両者が含まれていることを踏まえ、スピードを重視して、まずは早急にできるところを優先的に対応すべきとの考え方が示された。
- ・ 一方で、法制定によるメッセージ性を重視して、敢えて新法制定という法形式を採用することも検討すべきとの意見も出された。

- ・ また、制度の検討に当たっては、自らが訴える場合と、誤って訴えられる場合の双方があり得ることから、産業界のニーズ等をよく踏まえる必要があるとの見方も示された一方、国際競争をリードする企業や部門の立場を重視するトップランナー的な考え方で進めるべきとの意見も出された。

#### (検討の方向性)

本タスクフォースとしては、以上の意見を踏まえ、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済（損害賠償、差止）を実現できる民事規定の整備を実現することが何よりも重要であるとの認識の下、営業秘密保護のための制度整備が、可及的速やかに進めるべき喫緊かつ重大な課題であることを踏まえ、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えて、政府において、国としての優先すべき事項を的確に見極めるべきであると考えます。

政府においては、先に掲げた営業秘密管理指針の改訂、ワンストップ支援体制の構築と併せて、産業界のニーズや実態を踏まえて、時間軸を意識しながら検討を進めるべきである。

## 2. 官民の連携に関する論点

政府と企業の協働により更なる営業秘密保護強化が図られるよう、上記のワンストップ支援体制も活用しつつ、営業秘密に関する官民の情報共有・連携体制の構築を図る枠組みを早期に立ち上げるべきである。

### 【官民の情報共有】

- ・ 産業界全体の実態把握と課題の抽出・情報共有を進めていくため、漏えい事例やベストプラクティスなどの対策事例の情報の共有を進めていくための枠組を検討すべきである。
- ・ こうした枠組みを実効あるものとするためには、企業からの被害事例や対策事例の収集が必須となるが、情報を提供した企業が不利益を被らないような情報の匿名化・一般化の在り方を検討すべきである。また、対策手法によっては公開になじまないものもあることから、こうした対策手法については、限定的なネットワークを通じて企業に伝えていくことも同時に検討すべきである。
- ・ また、政府においても、諸外国の漏えい実態や官民の対応策等について調査し、その内容を企業側と積極的に共有すべきである。諸外国の組織、法律、ガイドの有効な内容（例えば産業スパイの識別方法）なども参考にして、企業の営業秘密の管理レベルの向上に活かしていくべきである。
- ・ 大企業の経営者でも営業秘密に対し理解不足の面があることから、人材育成とも関連づけつつ企業に向けた啓発活動を行うべきである。

### 【捜査当局との連携】

- ・ 近年、大規模な営業秘密侵害事案を検挙するなど、我が国の捜査当局も実績を徐々に上げつつあるが、我が国の営業秘密侵害の他国と比較すると取締件数は少なく、

刑事罰による抑止力強化を図るためには、捜査当局において、企業の全面的な協力を得ながら立件に向けた取締強化を図っていくことが必要であることから、諸外国の事例も参考にしつつ、我が国における企業と捜査当局との連携の在り方について早急に検討を進めるべきである。

### 3. 企業の取組に関する論点

以上述べた国の取組や官民の連携が実を結ぶためにも、企業が日頃の管理水準をしっかりと確保するとともに、いざ漏えいが起こった際に早期に発見することや、捜査当局と早い段階から連携を行っていくなど、企業の取組のレベルアップが不可欠である。これにより、「不正があれば必ずつかまる」といった実態を積み上げることが望まれる。

そうした取組が産業界全体での広がりを見せるためにも、経営者レベルも含めた産業界全体での意識レベルの向上が求められる。特に、重要な営業秘密の漏えい先が国の内外を問わず起きていることを踏まえれば、これまで以上に、知的資産の価値を尊重した経営や取引、営業秘密の保護に向けた取組が産業界全体に浸透していくことが望まれる。

(具体的な企業の取り組みに関する意見)

企業の日頃の管理、いざ漏えいが起こった際の対応の両面にわたり、本タスクフォースでは、具体的な意見・提案が表明された。主要なものは以下のとおりである。

- ・ 本来秘匿化すべき製造ノウハウ等の技術情報が、不用意な特許出願によって競合企業等に伝播することのないよう、企業におけるオープン・クローズ戦略の徹底を図るべきである。
- ・ 漏えいにも様々なパターンが存在することから、こうした漏えいパターン毎に応じ、対応策等を検討・分析し、企業の取組レベルの向上に活かしていくべきである。
- ・ 営業秘密の問題は、知財、技術、労務、海外、経営企画といった多くの部門にまたがっているので、全社で取り組む必要があり、経営トップを巻き込んだ全社的な組織を構築すべきである。
- ・ 企業における営業秘密管理の程度には、依然としてばらつきがある中、営業秘密漏えいの防止に向け、我が国の企業において行われている、情報体系の構築・ランク付け、ログ・パスワード、設計履歴の管理、人事管理の確認といった取組を強化すべきである。例えば、入社時に問題がなくても、キャリアアップして企業の重要情報にアクセスできるようになったときに産業スパイに誘われ変貌する場面があることから、人事管理と連携した取り組み強化が重要である。
- ・ 技術管理体制においても、国内、海外ともに見直していく必要がある。就業規則などのルールや契約などについても見直し、退職後も契約を守っていることをフォローしていく必要がある。
- ・ 漏えいの早期発見や迅速な事後対応に向けた管理体制の強化や証拠収集に向けた取組を強化すべきである。困ったら警察に相談に行き指導を受けるなど、捜査

機関や法制度の積極的な活用が促進されるべきである。

## V. 最後に

我が国のものづくり基盤を支える技術情報の保護の重要性が高まっている中、官民挙げて営業秘密保護強化を図ることは、待ったなしの急務である。検証・評価・企画委員会は、上記の基本的考え方や論点を踏まえ、知的財産推進計画2014策定に向け、営業秘密保護強化に向けた施策を検討すべきである。